

## 「子ども支援」実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「子ども支援」実行委員会（以下「委員会」という。）と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目的)

第2条 委員会は、学校関係者との連携の下、春光台地区及び鷹の巣福祉村地区（以下「春光台地域」という。）に住む小学生及び中学生（以下「小・中学生」という。）を対象に、放課後及び長期休業期間中、学習と憩いの場を提供し、勉学の支援と友人との交わりを図ることを目的とする。

(事業の名称)

第3条 この事業は「子ども支援事業」（以下「事業」という。）と称する。

(事業の実施)

第4条 事業の具体的実施方法は、別に定める「子ども支援」実施要領に基づくものとする。

2 「子ども支援」実施要領は、実情に合うように、委員会の検討を経て、変更することができる。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 春光台地域に住み、教職の経験を有する者。
- (2) 春光台地域に住む有識者で、子どもの扱いに慣れている者。
- (3) 春光台地域以外に住むが、事業の趣旨に賛同する(1)または(2)の該当者。

(役員)

第6条 委員会には次の役員を置く。

相談役2名、委員長1名、副委員長2名、監事2名。

(役員職務)

第7条 役員は次に掲げる職務を行う。

- (1) 相談役は、委員会の事業等に関し、必要な助言をあたえる。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。また、会議では議長を務める。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (4) 監事は、委員会の会計事務を監査する。

(事務局職務)

第8条 事務局は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 委員会運営及び事業実施に関する会計事務及び庶務的な業務。
- (2) 委員会運営及び事業実施に関し、必要と思われる助言。

(会議)

第9条 会議開催は委員長の裁量により、必要に応じて開催する。また、幅広く意見を集約し、小・中学生たちの考え・気持ち等をも十分に斟酌する。

(委員及び役員任期)

第10条 委員及び役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は2年とし、期間は4月1日から翌年度3月31日までとするが、希望により延長できる。
- (2) 役員の任期は2年とし、期間は4月1日から翌年度3月31日までとするが、再任を妨げない。
- (3) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参加料と謝金)

第11条 小・中学生の本事業への参加は、無料とする。

- 2 委員の本事業での活動は、原則として、ボランティアとするが、予算内で謝金を払う場合もある。

(会計年度)

第12条 委員会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(補 足)

第13条 この会則に定める事柄の他、必要な事項については、会議においてこれを定める。

附則

- 1 この会則は、平成29年4月17日から施行する。
- 2 委員会の初年度の委員及び役員任期は、第10条の規定にかかわらず、委員会の設立の日から当該年度の翌年度3月31日までとする。
- 3 委員会の初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

附則

- 1 この会則は、令和2年4月1日から施行する。